

都市公園における防災用資器材保管庫の設置許可状況について

1 設置許可の目的

地域の防災力の向上に寄与することを目的に、自主防災組織に対して、市が管理する都市公園への、災害応急対策に必要な物資を収納するための保管庫（防災用資器材保管庫）の設置を許可しております。

設置許可基準及び設置許可件数は次のとおりです。

2 主な設置許可基準

項 目	基 準
1 公園に設置できる 団体数・基数	公園面積が 500 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満： 1 団体・1 基まで
	公園面積が 1,000 m <sup>2</sup> 以上： 2 団体・各 1 基まで
1 団体が設置できる 公園数・基数	2 公園・各 1 基まで
1 基当たりの防災用 資器材保管庫の面積	公園面積が 500 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満： 概ね 6.6 m <sup>2</sup> 以内
	公園面積が 1,000 m <sup>2</sup> 以上： 概ね 10 m <sup>2</sup> 以内 ただし、1 公園に 2 基設置する場合は、2 基の合計面積が 15 m <sup>2</sup> 以内に収まるようにする
防災用資器材保管庫 の高さ	基礎を含め 2.8m 以下とし、平屋造りとする

3 設置許可件数（平成 27 年 7 月 1 日現在）

	設置許可件数
川崎区	3 4
幸 区	1 1
中原区	2 1
高津区	1 8
宮前区	1 8
多摩区	1 9
麻生区	2 2
合 計	1 4 3

4 所管局

建設緑政局緑政部みどりの企画管理課